

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 新旧対照表（案）

旧	新
滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例
目次	目次
前文	前文
第1章 総則（第1条—第7条）	第1章 総則（第1条—第7条）
第2章 自転車交通安全教育（第8条—第11条）	第2章 自転車交通安全教育（第8条—第11条）
第3章 自転車の安全で適正な利用に関する取組（第12条— <u>第19条</u> ）	第3章 自転車の安全で適正な利用に関する取組（第12条— <u>第18条</u> ）
第4章 財政上の措置（ <u>第20条</u> ）	第4章 財政上の措置（ <u>第19条</u> ）
付則	付則
前文～第18条 省略	前文～第18条 省略
<u>(自転車を利用した観光の推進等)</u>	
第19条 県は、自転車の安全で適正な利用を促進し、自転車の特性を最大限に活用した環境への負荷の低減等の環境の保全または新たな旅行分野の開拓等の観光の振興を図るため、自転車を利用して琵琶湖を一周すること等により、観光旅客が琵琶湖の周囲をはじめとした県内各地に存する観光	(削除)

旧	新
<p><u>地を一体的に来訪することができる取組を推進するものとする。</u></p> <p>2 県は、本県の観光地の特性を生かし、その魅力を高めるため、市町等、観光に関する事業を営む者、公共交通機関その他関係者と協働を図るとともに、レンタル自転車（観光等のために貸付けの用に供される自転車をいう。）等を利用して観光旅客が観光地を円滑に来訪することができるようするために必要な施設の設置の促進その他の環境の整備、催物の開催等による観光旅客の参加する機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。</p>	
<p>第4章 財政上の措置</p> <p>第20条 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>以下省略</p>	<p>第4章 財政上の措置</p> <p>第19条 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>以下省略</p>